

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントクリス トファー・ネ ーヴィス	チャールズタウン水産センター建設計画のための贈与に関する 日本国政府とセントクリス トファー・ネーヴィス政府との間の 交換公文	チャールズタウン水産センター建設計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	932,000千円 H28.11.30まで	H24.4.27 チャール ズタウン で (同日)	日本側 手塚義雅在セント クリス トファー・ネーヴィ ス大使 オーストラリア側 ジョゼフ・ウ ーヴィス島自治内閣首相 兼財務兼統計・経済計画 兼教育・図書兼入大臣 兼観光兼労働大臣	H24.5.14 170号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。